

総合ポイント事務局からのお知らせ

総合ポイント会員規約の「第 8 条 会員資格の喪失」の「⑥会員が実在しないことが判明したとき」に該当する会員様（お亡くなりになられた会員様）は、令和 3 年 3 月 31 日（水）をもちまして総合ポイント会員の脱退手続きをさせていただきます。

もし、ご家族様が故人名義のポイントカードをご使用中である場合、新たにご家族様でポイントカードお申込みいただく必要がございます。

お手数ですがお申込みの際は、支店又は産直施設まで、ご来店をいただきます様、お願い申し上げます。

加えて、故人様のポイントは規約により引継ぐ事が出来ませんのでご理解いただきます様、お願い申し上げます。

J A あいち 三河 総合ポイント事務局
担当（藤澤・金田）電話 0564-64-2636
平日午前 9 時から午後 5 時 30 分